

第 78 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例 (平成 18 年加東市条例第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 225」に改める。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例 (平成 29 年加東市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 225」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第78号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院が、民間における賃金引上げを凶る動きを反映して、月例給及び特別給を上げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の給与を改定することに伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び病院事業管理者の給与について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

令和2年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.25月とすること。（第4条）

(2) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

令和2年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.25月とすること。（第4条）

3 市財政への影響 年間184千円の支出増

4 施行期日 令和2年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (第1条関係) (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p> <p>○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正(第2条関係) (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p> <p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>